

## ○道路工事現場における保安施設設置基準について

近年の道路事業遂行の目的は道路網の整備による地域の発展、道路利用者の利便を図るとともに、多発している道路交通事故の防止に主眼があるが、この目的を阻害し、ひいては公共事業の社会的意義の失墜もまねきかねない道路工事現場での交通事故が頻発して発生した状況にかんがみ、別紙のとおり「道路工事現場における保安施設設置基準」を定めたので、下記に留意のうえ事故防止に万全を期されたい。

## 記

- 1 この基準は包括的なもので、事故の絶滅を期するためには、個々の工事現場において細心の配慮を要請されることになり、請負者に対する指導監督の強化はもとより、事務所の工事監督の認識の高揚も必要と思慮されるので、適宜研修会等を開催すること。
- 2 請負者の体制整備の一環として請負現場の交通安全対策に関する委員会等を組織するように指導すること。
- 3 現在、施行中の現場でこの基準に適合させるため必要な保安施設がある場合は主管課と打合せのうえ設計変更の措置をとること。
- 4 基準第2について
  - (1) 保安施設設置計画書の様式及び所長の承認の具体的な要領については所長が定めるものとし、請負者における作業開始、終了時の点検結果の記録様式は所長が指導して作成させること。
  - (2) 兼用工作物の管理者として施行する場合の保安施設設置計画の承認は所管の所長が行うこととなるが、事前に土木事務所長と十分に打合せること。
- 5 基準第3について
  - (1) この基準の適用範囲は列挙したとおりであるが、占用工事、24条工事の許可、承認にあたっては条件を付し措置させること。
  - (2) 兼用工作物以外の河川、砂防、港湾工事においても必要に応じ、この基準により措置すること。
- 6 基準第4について
  - (1) 「その他の危険標識」(規制標識215)には補助標識509-4の付置を要するので注意すること。
  - (2) 規制標識については、一車線以上の交通を確保しながら施行する場合は、いわゆる「片側通行止め」の表示板を掲示しているが、今後はこの標識により交通処理を行うこと。なお、従来設置している「片側通行止め」表示板は設置してもさしつかえない。
  - (3) 「工事名表示板」の記載事項中、期間については契約工期を記載するものとし、設置期日は着手の前日とすること。(契約工期の始期と着手の日ズレが生じた場合は、実際の着手の日を記載すること。)また、表示板記載の期間が満了しても設置(施行中)されているものが散見されるので、訂正させること。(これに伴う工期延期等の手続きは適切に行うこと。)

なお、県の都合で工事を中止する場合の工事区間の維持は県が行うものとする。ただし着手済の区間については除外する。(構造物の設置工事が先行する場合のように、着手箇所相互間の距離が短いときは、所長と請負者が協議して維持の主体を決定すること。)

○道路工事現場における保安施設設置基準

(目 的)

第1 宮城県が管理する国道及び県道に関する工事ならびに宮城県が施行する都市計画街路事業の施行にあたり、工事現場における保安施設の設置基準（以下「基準」という。）を定め、工事現場での一般通行者の交通事故の防止および沿道住民へのめいわくを防止し、あわせて円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保することを目的とする。

（保安施設設置計画書の提出および承認）

第2 工事請負者（以下「請負者」という。）は着手届を提出する場合は、保安施設設置計画書を添付し、土木事務所長（以下「所長」という。）の承認を得なければならないものとする。

2 所長は前項の承認を行う場合は、現地において請負者の立会いのうえ行うものとする。

3 所長および請負者は、施行中においても適宜、保安施設の点検を実施し、請負者にあつては、毎日の作業開始及び作業終了時において、設置状況を確認し、その結果を記録しなければならないものとする。

（適用範囲）

第3 保安施設の設置にあたっては他の通達等に定めるほか、次の1号から3号までの工事の場合はこの基準により、4号の工事の場合は、原則としてこの基準によるものとする。

(1) 一般交通の用に供している道路において施行する道路の改築、舗装、災害復旧、維持修繕工事、過疎代行工事及び受託工事

(2) 一般交通の用に供している道路において施行する道路法第22条による工事原因者に対する工事施行命令による工事および同法第24条による道路管理者以外の者が施行する工事ならびに同法第32条または第35条による道路の占有に伴い施行する工事

(3) 一般交通の用に供している道路と相互に効用を兼ねる他の工作物または施設等について他の工作物または施設等の管理者が施行する工事

(4) 道路の新設工事等、一般交通の用に供していない道路における工事


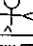
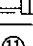

（保安施設の種類）

第4 保安施設の種類の種類は次のとおりとし、その様式は別図(1)のとおりとする。

(1) 保安施設の種類の種類

表-1

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の告示	交通指	その他	摘要
照明灯	○			○			300~500W
保安灯	●	○	○	○			保安灯は標準図に示す位置に設置する。
歩道柵	—●—		○	○			
バリケード	>—<		○	○			砂袋等にて半固定されたバリケード
セーフティコーン	○	○		○			
警戒標識(213)	①			○			
工事箇所予告標示板	①'			○			

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の告示 予明	交通指 導	その他	摘要
警戒標識又は <sup>(211)</sup> (212)	②			○			
〃 (211-2)	③			○			
規制標識 (311-E)	④	○			○		
〃 (329)	⑤				○		
工事名標示板	⑥					○	
お願い標示板	⑦					○	
黄色回転灯	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	
交通整理員		○			○		旗の寸法は70×75cm程度、色彩は赤と緑
標識搭載車		○	○	○	○	○	
誘導標示板	⑪	○		○	○		
まわり道案内標示板	⑫					○	
まわり道案内標示板 (120-A)	⑬					○	
簡易信号機		○			○		

※連結式保安灯は40Wを3m間隔に設置する。  
チューブ式保安灯は出入口部は40W、中央部は30Wを設置する。

(2) 別図(1)の例示中、文字および指定のない色彩については、「道路標識、区間線および道路標示に関する命令」によるものとする。

(3) 標識類の寸法は図示のとおりとする。ただし、道路の形状または交通の状況により警戒標識および案内標識は1.3倍、1.6倍または2.0倍に、規制標識は2.0倍までそれぞれ拡大することができる。

#### (保安施設の設置方法)

第5 保安施設の設置方法は別図(2)によることを原則とし、次の各号について特に注意するものとする。

- (1) この基準に定める標示板および標識の設置位置は左側の路端で進行方向に対して正面に設置するものとする。
- (2) 道路工事箇所予告標示板は工事箇所の手前300m、200m、100mのそれぞれの地点に設置するものとする。
- (3) 工事箇所は防護柵でとり囲むことを原則とする。
- (4) 夜間工事中の箇所または夜間に現場の保全を要する場合はかならず保安灯を設置するものとする。
- (5) 舗装新設又は舗装修繕工事等で完了部ごとに一般交通の用に供する場合は、前後の未完了部または未舗装部との境界に防護柵、赤色灯、徐行標識その他の危険標識、指定方向外進行禁止標識等、必要な保安施設を設置するものとする。
- (6) 道路上にやむを得ず建設機械、工事資材等を駐車、堆積する場合または電柱等の移転を要する物件が路面上に存置する場合はこの基準により保安施設を設置するものとする。
- (7) 標識類は前面反射または照明装置を施すものとする。
- (8) 1日の昼間作業で完了する舗装修繕工事または路面清掃等で作業箇所が移動する場合はセフティ

コンを主体に設置し、必要に応じて工事箇所予告標示板を設置するものとする。

- (9) 工事箇所が複数の工区に分割し施行する場合の非工事区間については、所長と工事請負者が協議して保安施設を設置するものとする。

(その他の措置)

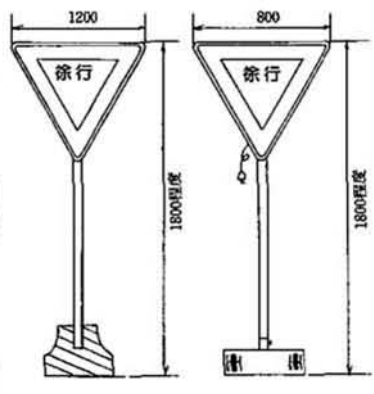
第6 保安施設の設置方法のほかに、工事現場における交通事故および交通渋滞を防止するため次の各号について特に注意するものとする。


- (1) 作業中の工事現場の前後には原則として交通整理員を配置するものとする。
- (2) 舗装新設または舗装修繕工事等で完了部ごとに交通解放する場合は、通行車両の走行に支障のない区間ごとに行うものとする。
- (3) 道路改良工事または舗装新設工事等において、現道との取付け部または未舗装との取付け部はおおむね5%の縦断勾配ですりつけるものとする。
- (4) 工事箇所内にすれ違い区間を設ける場合は、路面および路肩等の維持管理には十分配慮するものとする。
- (5) 建設機械および工事資材の搬入は工程にあわせて行ない、一般交通に支障を与えることのないよう配慮するものとする。
- (6) 土木事務所においては道路工事に伴う交通規制について事前に各関係機関と十分協議するとともに、道路利用者、地域住民に対して周知徹底を図るものとする。
- (7) 迂回路を指定または新設して一般交通の確保を図る場合は、当該道路の維持補修には十分配慮するものとする。
- (8) 工事完了後は保安施設を撤去し、所長および請負者は現場を点検し、車輛はもとより歩行者の通行に際しても支障の有無を確認してから一般交通の用に供するものとする。
- (9) 工事の変更、中止その他の理由により、工事を休止する場合の現場の保全については特に注意し、請負者にとっては1日につき2回以上の巡視を行うこととし、工事区間の維持には十分配慮するものとする。
- (10) 豪雨雪等のあった場合は請負者は、そのつど現場を巡視し、点検結果を所長に報告するものとする。

別図(1)


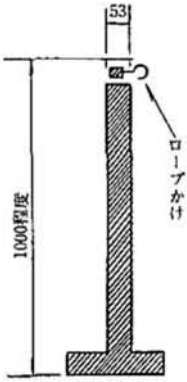
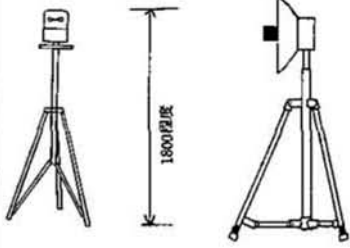
保安施設標準様式図			
記号	①	①'	②
名称	警戒標識 (213)		警戒標識 (211) 又は (212)
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度40W程度とする。</p>	<p>地色は青色文字及び図縁は白銀を用いる。 全面反射シート貼付とする。</p> <p>電照式 左記と同じ</p>	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度40W程度とする。</p>

保安施設標準様式図			
記号	③	④	④'
名称	警戒標識 (212-2)		規制標識 (311-E)
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	<p>拡大率1.6倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.3倍を標準とする。 照明度40W程度とする。</p>	<p>拡大率1.5倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p> <p>内部照明式 拡大率1.0倍を標準とする。 照明度40W程度とする。</p>	<p>全面反射シート貼付とする。 材質：鋼板又はアルミ板</p>

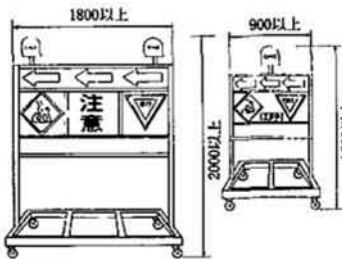
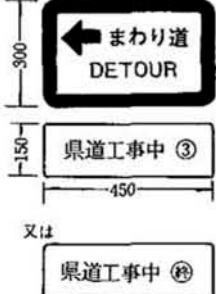
保安施設標準様式図			
記号	⑤	⑤'	⑥
名称	規制標識 (329)		工事名標示板
様式および標準寸法 (単位mm)			<p>工事現場における標示施設等の設置基準による</p>
注	<p>拡大率1.5倍を標準とする。 全面反射シート貼付とする。 材質は鋼板又はアルミ板</p>	<p>内部照明式 拡大率1.0倍を標準とする。 照明度40W程度とする。</p>	

保安施設標準様式図								
記号	⑥	⑦						
名称		お願い標示板						
様式および標準寸法 (単位mm)								
注		<p>白地に黒文字とする。</p> <p>※</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">工事請負者名</td> <td style="padding: 2px;">○ ○ ○ K K</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">電話番号 TEL</td> <td style="padding: 2px;">○ ○ - ○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">現場責任者名</td> <td style="padding: 2px;">○ ○ ○ ○</td> </tr> </table> <p>(1) 交通の支障となる場合は、表示内容の視認を可能としたうえで幅を縮小できるものとする。</p>	工事請負者名	○ ○ ○ K K	電話番号 TEL	○ ○ - ○ ○ ○ ○	現場責任者名	○ ○ ○ ○
工事請負者名	○ ○ ○ K K							
電話番号 TEL	○ ○ - ○ ○ ○ ○							
現場責任者名	○ ○ ○ ○							

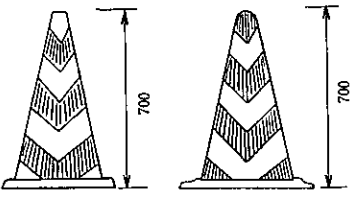
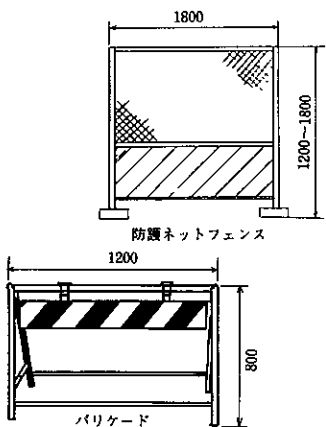
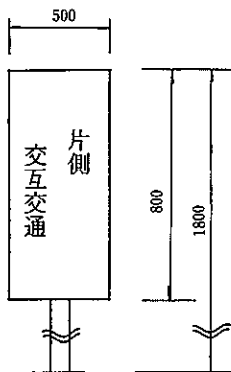
保安施設標準様式図

記号	⑧	⑨	⑩
名称	保安灯	歩道柵	回転灯
様式および標準寸法 (単位mm)	 <p>連続式保安灯 (40W, 赤)</p> <p>チューブ式保安灯 (出入口部40W 中間部30W)</p> <p>ポール式保安灯 (黄又は赤)</p>	 <p>53</p> <p>1000程度</p> <p>ロープかけ</p>	 <p>1800程度</p> <p>小型</p> <p>大型</p>
注	<p>(1) 確認距離、夜間150m以上の効果をもつものであること。</p>	<p>(1) 柱およびロープは、黒背の縞をほどこすものとする。</p> <p>(2) ロープの外径は12mm以上とする。</p> <p>(3) 柱間隔は約3mを標準とする。</p>	<p>確認距離200m以上の効果をもつ黄色(赤色)回転灯とする。</p>

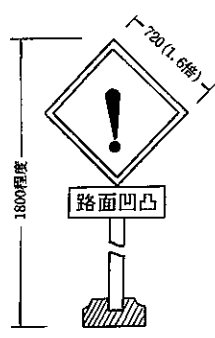
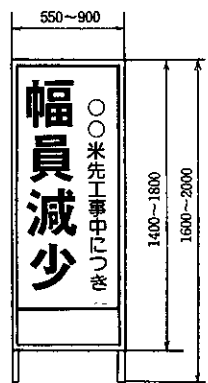
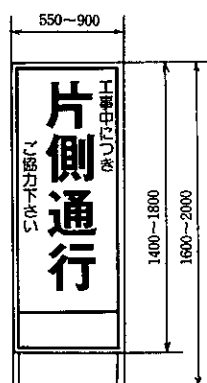
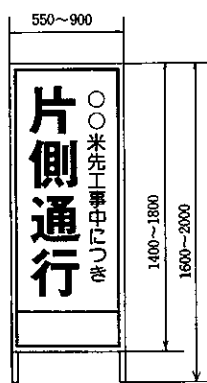
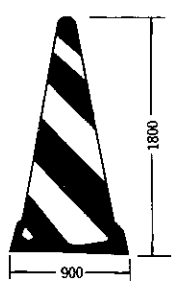
保安施設標準様式図

記号	⑪	⑫	⑬
名称	誘導標示板	まわり道案内標示板	まわり道標識(120-A)
様式および標準寸法 (単位mm)	 <p>1800以上</p> <p>900以上</p> <p>2000以上</p> <p>1600以上</p> <p>大型</p> <p>小型(車載型)</p>	<p>工事現場における標示施設等の設置基準による</p>	 <p>300</p> <p>150</p> <p>450</p> <p>まわり道 DETOUR</p> <p>県道工事中 ③</p> <p>又は</p> <p>県道工事中 ④</p>
注	<p>(1) 内部照明するものとし矢印「←」は点滅式とする。 パネル標識板は規制標識、警戒標識を併用する。</p> <p>(2) 標示板頂部には、視認距離200m以上の効果をもつ点滅式黄色注意灯を設置する。</p>		<p>字体、文字、地色は⑫に同じ</p>

保安施設標準様式図

記号	○	←→	
名称	セフティコーン	バリケード	標示板
様式および標準寸法 (単位mm)			
注	1. 反射式又は内部照明式とする。 2. 材質、ラバー製・樹脂製とする。	1. バリケード鋼製。 2. 板は反射式とする。	地を透明又は、白とし、縁及び文字を青色、反射式とする。

保安施設標準様式図 (必要ある場合設置する)

記号					
名称	その他の危険(警戒標識215)	車線数減少予告標示板	片側通行標示板	片側通行予告標示板	大型カラーコーン (内部照明付)
様式および標準寸法 (単位mm)					
注	拡大率1.6倍を標準とする。 (全面反射)	(1) 地を透明又は、白とし、文字及び縁を赤とする。 (2) 前面反射シート張り付け式とする。	全面反射シート貼付式とする。	(1) 地を透明又は、白とし、文字及び縁を赤とする。 (2) 前面反射シート張り付け式とする。	内部照明又は反射式とする。



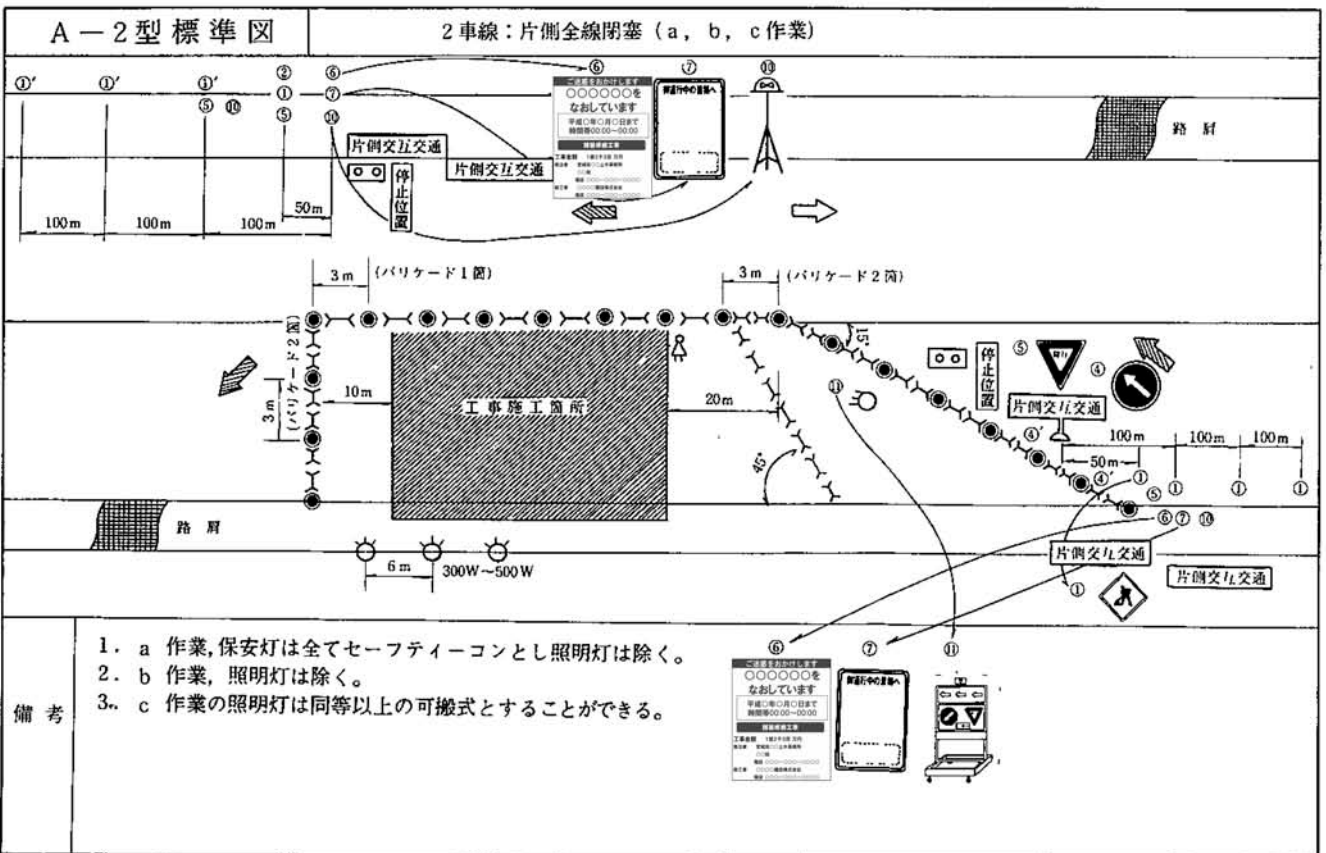
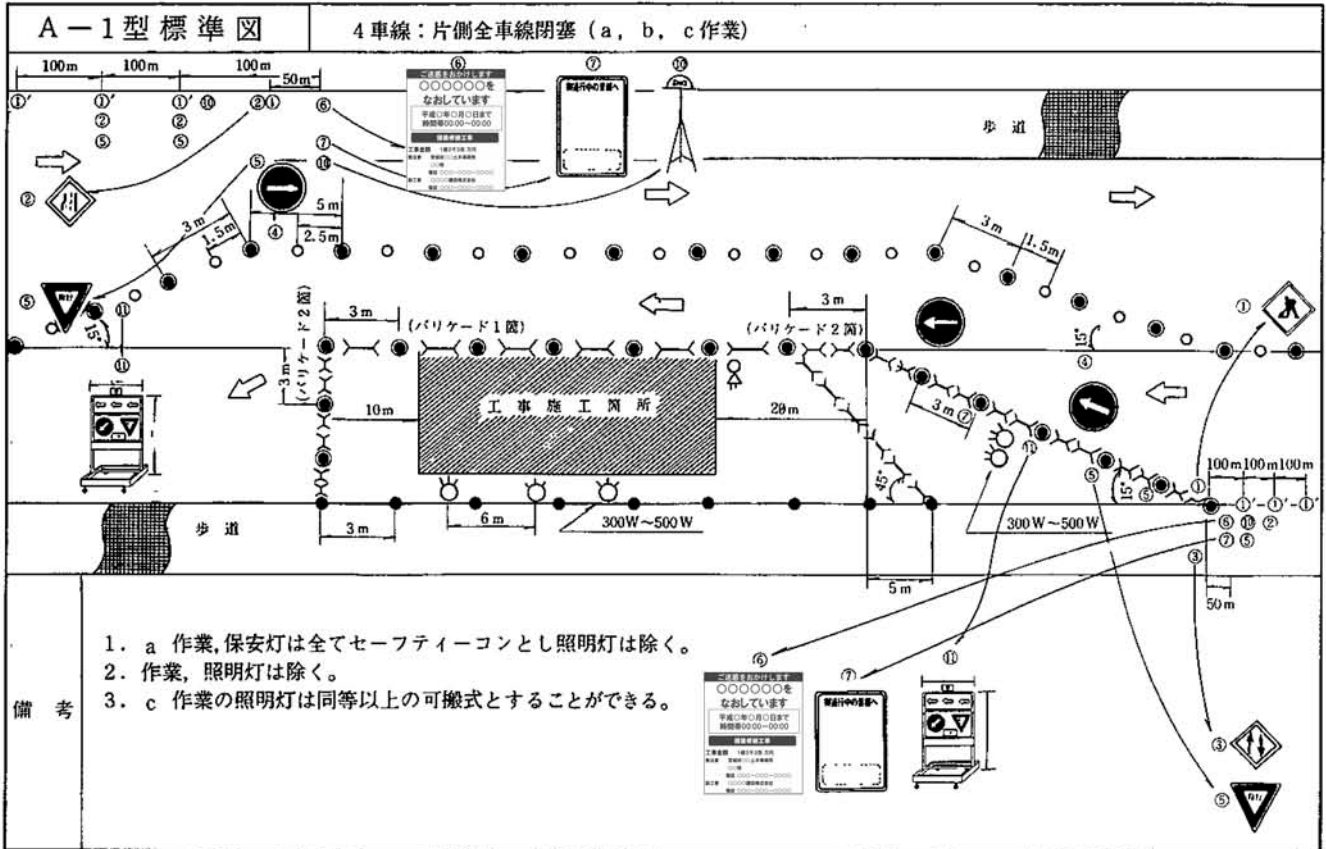
保安施設標準様式図 (必要ある場合設置する)

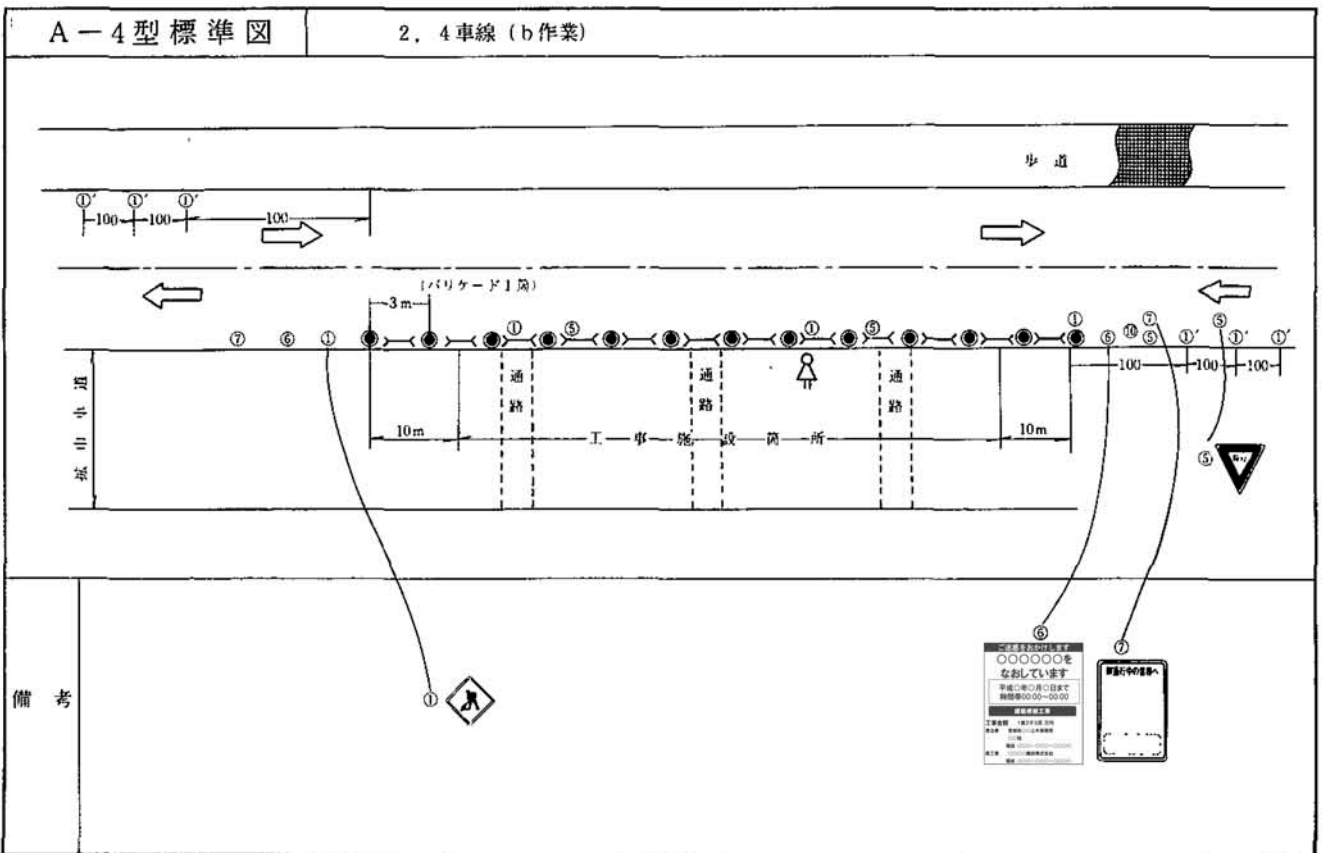
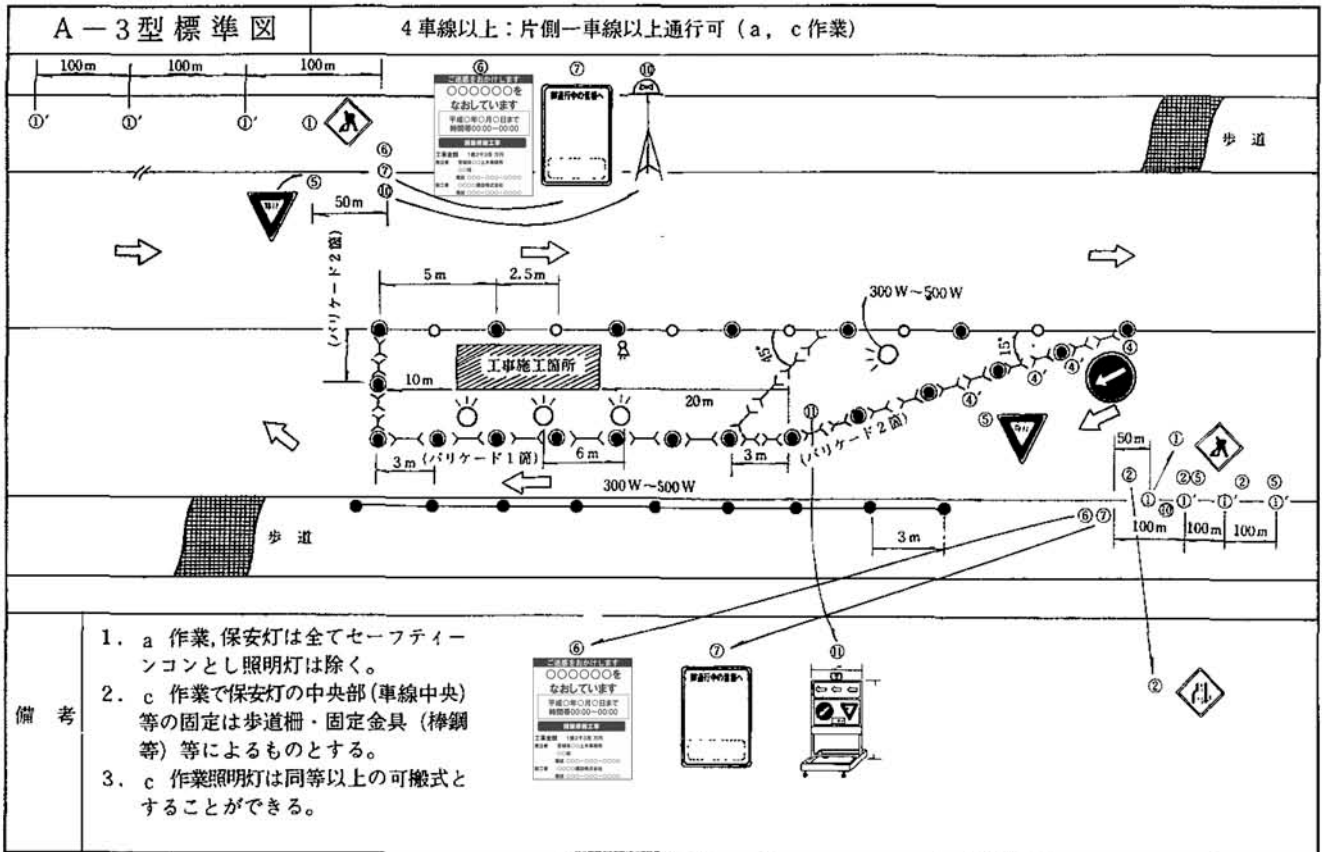
記号	停止板		ガソリン税協力依頼標示板	簡易信号機
様式および 標準寸法 (単位mm)				
注	全面反射シート ゴム製 貼付式とする。 停止ライン		1. 透明又は白地に青文字とする。 2. 「ガソリン税・自動車重量税等」は赤文字とする。 3. 交通の支障となる場合は表示内容の認識可能としたうえで、幅を縮小できるものとする。	1. 二灯式(赤青)を標準とする。 2. レンズ径は200φ以上とする。

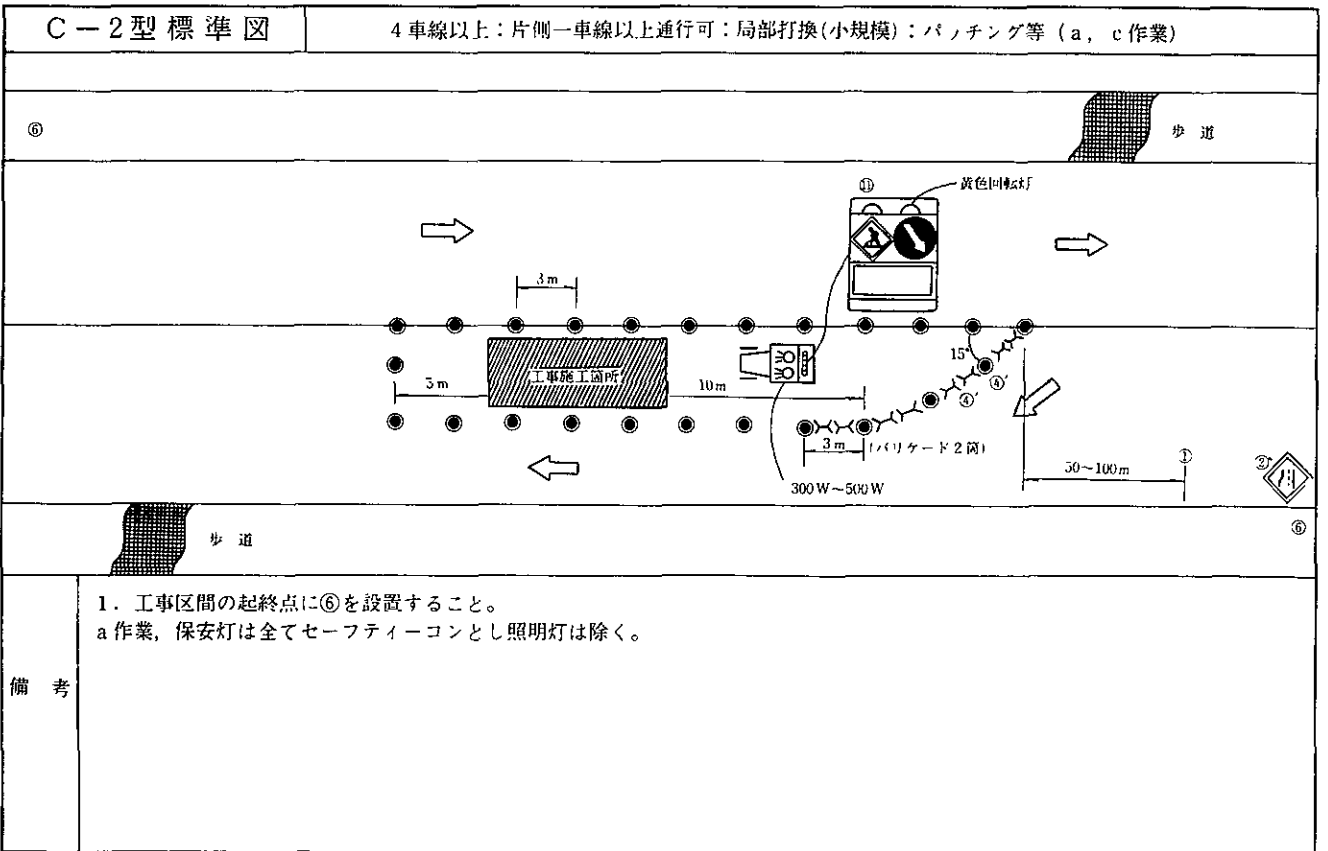
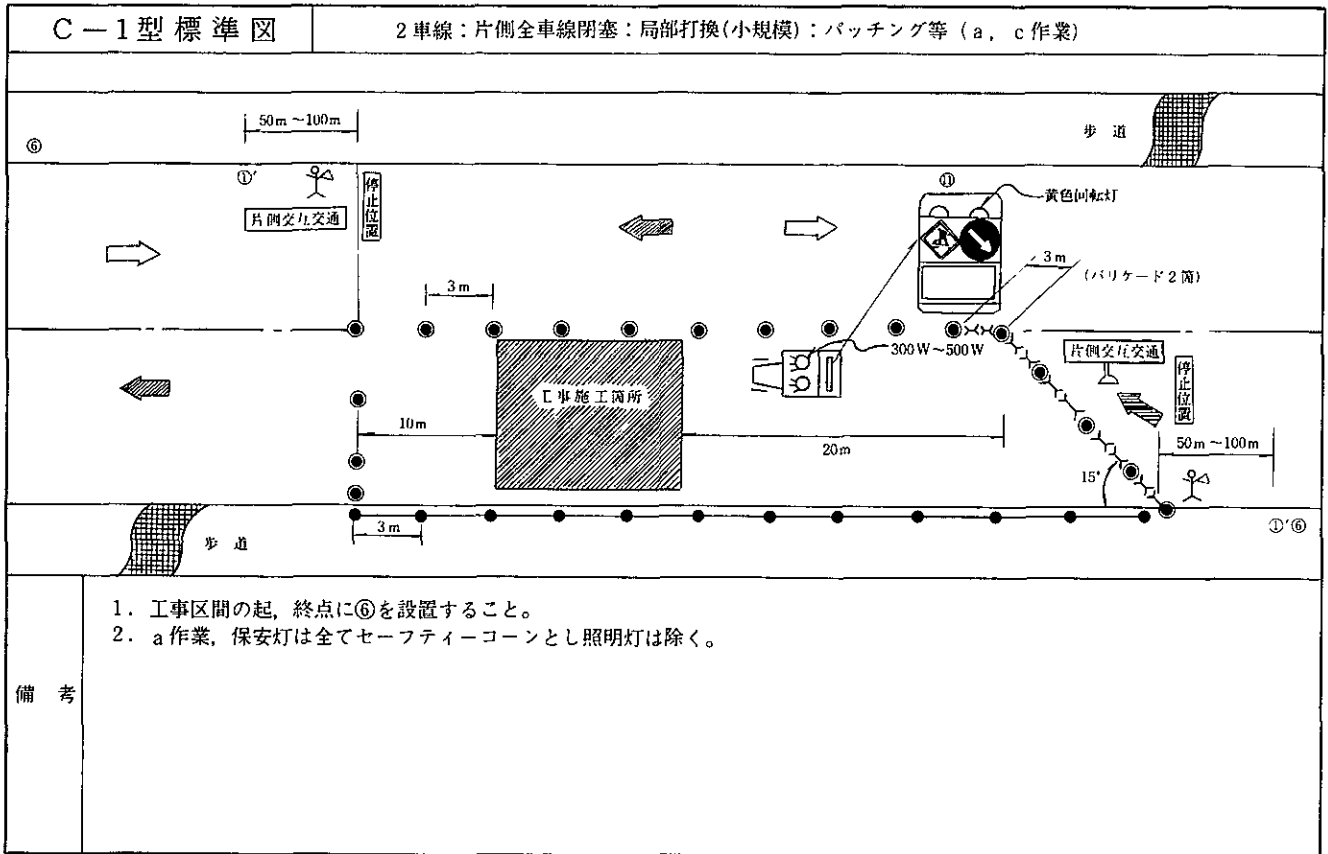
保安施設設置標準図一覧表

(例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)				
呼称	車線数	作業箇所	昼・夜間作業別条件	摘要
A - 1	4	片側全車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	車道舗装(打替, オーバーレー等を含む。)
			b " (夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A - 2	2	"	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	"
			b " (夜間も施設を存置)	
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A - 3	4以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	"
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
A - 4	2, 4	路側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	現道拡巾工事
C - 1	2	片側全車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	局部打換(小規模), パッチング等
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
C - 2	4以上	片側一部車線	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	"
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
E - 1	—	—	昼間作業(施工後施設を撤去)	レーンマーク作業
E - 2	—	—	" (施工後施設を撤去)	路面表示作業
F - 3	—	路側	a 昼間作業(夜間は施設を撤去)	短時間の路側作業(人力)
			c 夜間作業(昼間は施設を撤去)	
H - 1	—	歩道・路側	b 昼間作業(夜間も施設を存置)	路側工事
H - 2	—	路側	b " (夜間も施設を存置)	"

別図(2)







E-1型 標準図	レーンマーク作業：昼間作業
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業実施には防護用に作業車を配置する。</li> <li>2. 必要に応じ保安要員、交通整理員を配置すること。</li> <li>3. 標識塔載車に車間距離標示板を取付ける。</li> <li>4. 標識塔載車に警報装置を取付ける。</li> </ol>

E-2型 標準図	路面表示作業 (a, c作業)
<p>路面表示作業</p>	
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要に応じ保安員、交通整理員を配置すること。</li> <li>2. 昼間の作業は保安灯をセーフティーコンに換え照明は除く。</li> </ol>

